

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

サービス利用者(以下、「甲」という。)と愛宕・安野屋地域包括支援センター(以下、「乙」という。)とは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用について、次のとおり契約を締結します。

第 1 条 (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的及び内容)

乙は甲に対し、介護保険法等関係法令及びこの契約に従い、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために甲の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成します。また、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容の詳細は、別紙に記載のとおりとします。

第 2 条 (契約の有効期間)

この契約の契約期間は、 年 月 日から甲の要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

第 3 条 (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者)

乙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者として乙の職員を選任し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めます。

2 乙は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行い、乙側の事業により担当者を選任し、又は変更する場合には、あらかじめ甲と協議します。

3 乙は、担当者に対し、専門職として常に甲の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

第 4 条 (介護予防サービス・支援計画書の変更等)

乙は、甲が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合には、速やかに自立した日常生活に向けての検討を行い、必要に応じてその変更に向けた手続きをするとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

2 乙は、甲が介護予防サービス・支援計画書の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第 5 条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの記録等）

乙は、甲との合意のもとで介護予防サービス・支援計画書を作成して、甲にその写しを交付します。

- 2 乙は、定期的に、介護予防サービス・支援計画書に記載したサービス提供の目的等の達成状況等を評価し、その結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載するとともに、介護予防サービス・支援計画書の変更が生ずる場合は、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書を追記・修正し、甲に説明のうえ、その写しを交付します。
- 3 乙は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面を作成した後5年間これを保存し、甲の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第 6 条（事故時の対応）

乙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して甲のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

- 2 乙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、乙の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第 7 条（苦情対応）

甲は、提供された介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して苦情がある場合又は乙が作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、乙、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。また、国民健康保険団体連合会に対しても、介護要望支援に関する苦情を申し出ることができます。

- 2 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 乙は、甲が苦情の申出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いはいたしません。

第 8 条（秘密保持）

乙は、業務上知り得た甲及びその家族に関する秘密については、甲又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 乙は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た甲及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 乙は、あらかじめ文書により甲の同意を得た場合には、甲にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第 9 条 (利用者の解約)

甲は、少なくとも3日前までに乙に予告することにより、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直に契約を解除することができます。

- (1) 正当な理由がなく介護保険法等の関係法令及びこの契約に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- (2) 守秘義務に違反したとき。
- (3) 破産等業務を継続する見通しが困難になったとき。
- (4) 前各号の他この契約に違反したとき。

第 10 条 (事業者の解除)

乙は、甲の著しい背信行為及び暴力行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

第 11 条 (契約の終了)

甲が医療施設等に入院(所)し、又は要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、乙は甲に対し速やかにその旨を通知するものとします。

2 乙は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、甲が指定する居宅介護支援事業者、他の居宅介護予防支援事業者及び地域包括支援センター、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ等の調整を行うものとします。

第 12 条 (身分証携行義務)

乙は、常に身分証を携行し、訪問時及び甲及びその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第 13 条 (契約外条項等)

この契約、介護保険法等の関係法令で定められていない条項については、関係法令等の趣旨を尊重して、甲と乙の協議により定めます。

第 14 条 (裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、甲及び乙は、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

以上の契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有するものとします。

年 月 日

(甲 介護予防支援サービス利用者)

利用者

住 所

氏 名

Ⓔ

上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所

氏 名

Ⓔ

(乙 指定介護予防支援事業者・事業所)

事業者

所在地

東京都港区芝大門一丁目1番3号

法人名

日本赤十字社

代表者
職氏名

社 長 清家 篤

Ⓔ

事業所

所在地

富山市牛島本町二丁目1番58号

事業所名

愛宕・安野屋地域包括支援センター

管理者名

Ⓔ